

令和8年度量水器廻り等修繕単価契約特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書は、高槻市水道部（以下「発注者」という。）が発注する令和8年度量水器廻り等修繕単価契約に基づく修繕業務（以下「本件業務」という。）に適用する。

第2条 諸法令並びに諸法規の遵守

受注者は、本件業務に関する法令並びに諸法規を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに、諸法令並びに諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

第3条 施行基準

受注者は、本仕様書に定める事項のほか、『高槻市水道部発注工事共通仕様書（案）』『給水装置工事施行指針』『水道用材料共通仕様書』（高槻市水道部）に定める事項のうち、本件修繕に関わる事項について遵守しなければならない。

第4条 内部通報制度

受注者及びこの契約を履行するために従事させる者（以下「従事者」という。）は、発注者の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年規則第45号）に基づき、その事実を発注者に内部通報を行うことができる。

2 受注者は、前項の規定を契約締結後すみやかに、従事者に周知するものとする。

第5条 環境への配慮

受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

第6条 その他

この仕様書に特に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者とで双方協議のうえ決定する。

第7条 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第2章 修繕業務

第1条 発注

発注者は、「修繕業務発注書」の必要事項を記入し、FAXをもって発注するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第2条 受託

受注者は、発注の連絡を受けたとき、「受諾書兼着工届」に押印し発注者に提出するものとする。

第3条 施工日

受注者は、発注書に明記された工期内において発注者及び使用者等と協議し、施工日を決定しなければならない。

2 使用者の同意のもと、不在時に修繕を実施した場合は、注意事項や問合せ先を記載した修繕完了を周知するビラを使用者に配布しなければならない。

第4条 修繕の周知

受注者は、修繕において影響を受ける住民に対し周知を行わなければならない。ただし、他企業破損対応の場合は、この限りではない。

第5条 修繕対応

発注者は、休日夜間を問わず修繕が必要と判断した場合、受注者に緊急の修繕を発注することができる。このため、受注者は何時でも連絡が取れる体制を整え、その連絡先を発注者に提出しなければならない。

受注者は、緊急の修繕が発生した場合、1日最大5件までの緊急修繕に対応できる体制とし、緊急出動連絡後、概ね1時間以内に修繕に着手しなければならない。

なお、各修繕は2名で対応することを基本とする。

第6条 修繕単価の設定

時間帯における修繕単価は昼間（午前9時から午後5時まで）、夜間（午後10時から午前6時まで）とは別に、早朝（午前6時から午前9時まで）又は早晚（午後5時から午後10時まで）の時間単価を設定している。

第7条 修繕工具及び材料等

受注者は、修繕に必要な安全用具及び工具等を取り揃えておかななければならない。発注者は、修繕に必要な配水管及び給水装置に関わる材料を取り揃え、受注者へ支給する。

なお、支給する材料の管理は受注者が行い、受払い簿にて定期的に在庫状況を発注者に報告しなければならない。

第8条 完了

受注者は、修繕が完了したときは「修繕業務報告書」に実施した修繕内容、使用材料、引継ぎ事項等を記載し、履行が確認できる書類を添えて速やかに届出なければならない。

2 受注者は、「完了届」を1ヶ月単位で集計し、速やかに発注者に提出しなければならない。

第9条 作業内容等

工種毎の標準的な作業を以下に示す。

(1) 止水栓一次側漏水修繕 適用：補修バンド、モルタル復旧有り

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②修繕範囲切断（タイル又はコンクリート等）
- ③タイル又はコンクリート撤去
- ④掘削
- ⑤漏水箇所修繕（補修バンド）
- ⑥漏水調査（目視及び音聴）
- ⑦埋戻し
- ⑧量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑨モルタル復旧
- ⑩作業範囲清掃
- ⑪給水確認

(2) 止水栓一次側漏水修繕 適用：補修バンド、モルタル復旧無し

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②掘削
- ③漏水箇所修繕（補修バンド）
- ④漏水調査（目視及び音聴）
- ⑤埋戻し
- ⑥量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑦作業範囲清掃
- ⑧給水確認

(3) 止水栓一次側漏水修繕 適用：部分修繕、モルタル復旧有り

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②修繕範囲切断（タイル又はコンクリート等）
- ③タイル又はコンクリート撤去
- ④掘削
- ⑤止水作業（圧着等）
- ⑥漏水箇所修繕（漏水部切取り）
- ⑦通水
- ⑧止水箇所保護（補修バンド等）

- ⑨漏水調査（目視及び音聴）
- ⑩埋戻し
- ⑪量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑫モルタル復旧
- ⑬作業範囲清掃
- ⑭給水確認

（４）止水栓一次側漏水修繕 適用：部分修繕、モルタル復旧無し

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②掘削
- ③止水作業（圧着等）
- ④漏水箇所修繕（漏水部切取り）
- ⑤通水
- ⑥止水箇所保護（補修バンド等）
- ⑦漏水調査（目視及び音聴）
- ⑧埋戻し
- ⑨量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑩作業範囲清掃
- ⑪給水確認

（５）バルブ・仕切弁等グランド締付

- ①バルブ・仕切弁室内水替え
- ②グランド締付
- ③漏水調査（目視及び音聴）
- ④作業範囲清掃

（６）止水栓取替 適用：圧着無し

- ①養生（修繕時に発生する泥水の飛散防止）
- ②量水器撤去
- ③量水器２次側養生（プラグ止め）
- ④止水栓取替
- ⑤量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑥量水器設置（パッキン交換）
- ⑦漏水調査（目視及び音聴）
- ⑧作業範囲清掃
- ⑨給水確認

（７）止水栓取替 適用：圧着有り、モルタル復旧有り

※止水栓取替における圧着の有無は発注者及び使用者等と協議し、決定しなければならない。

- ①養生（修繕時に発生する泥水の飛散防止）

- ②量水器撤去
- ③量水器 2 次側養生（プラグ止め）
- ④修繕範囲切断（タイル又はコンクリート等）
- ⑤タイル又はコンクリート撤去
- ⑥止水作業（圧着等）
- ⑦止水栓取替
- ⑧通水
- ⑨止水箇所保護（補修バンド等）
- ⑩埋戻し
- ⑪量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑫モルタル復旧
- ⑬量水器設置（パッキン交換）
- ⑭漏水調査（目視及び音聴）
- ⑮作業範囲清掃
- ⑯給水確認

（8）止水栓取替 適用：圧着有り、モルタル復旧無し

※止水栓取替における圧着の有無は発注者及び使用者等と協議し、決定しなければならない。

- ①養生（修繕時に発生する泥水の飛散防止）
- ②量水器撤去
- ③量水器 2 次側養生（プラグ止め）
- ④掘削
- ⑤止水作業（圧着等）
- ⑥止水栓取替
- ⑦通水
- ⑧止水箇所保護（補修バンド等）
- ⑨埋戻し
- ⑩量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑪量水器設置（パッキン交換）
- ⑫漏水調査（目視及び音聴）
- ⑬作業範囲清掃
- ⑭給水確認

（9）止水栓伸縮部取替

- ①量水器撤去
- ②量水器 2 次側養生（プラグ止め）
- ③止水栓伸縮部取替又はパッキン取替
- ④量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑤量水器設置（パッキン交換）
- ⑥漏水調査（目視及び音聴）

- ⑦作業範囲清掃
- ⑧給水確認

(10) 止水栓コマパッキン取替

- ①養生（修繕時に発生する泥水の飛散防止）
- ②量水器撤去
- ③量水器2次側養生（プラグ止め）
- ④止水栓上部及びコマパッキン取替
- ⑤量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑥量水器設置（パッキン交換）
- ⑦漏水調査（目視及び音聴）
- ⑧作業範囲清掃
- ⑨給水確認

(11) 止水栓等継手部締付

- ①量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ②漏水部継手締付
- ③漏水調査（目視及び音聴）
- ④作業範囲清掃
- ⑤給水確認

(12) メーターパッキン取替

- ①量水器撤去
- ②量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ③量水器設置（パッキン交換）
- ④漏水調査（目視及び音聴）
- ⑤作業範囲清掃
- ⑥給水確認

(13) ボックス内等調査

- ①量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ②漏水調査（目視及び音聴）
- ③作業範囲清掃

(14) 宅地内調査 適用：モルタル復旧有り

- ①養生
- ②修繕範囲切断（タイル又はコンクリート等）
- ③タイル又はコンクリート撤去
- ④掘削
- ⑤漏水調査（目視及び音聴）
- ⑥埋戻し

- ⑦モルタル復旧
- ⑧作業範囲清掃

(15) 宅地内調査 適用：モルタル復旧無し

- ①養生
- ②掘削
- ③漏水調査（目視及び音聴）
- ④埋戻し
- ⑤量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑥作業範囲清掃

(16) 他企業破損等対応

- ①掘削
- ②止水作業（圧着等）
- ③漏水箇所修繕（漏水部切取り）
- ④通水
- ⑤止水箇所保護（補修バンド等）
- ⑥漏水調査（目視及び音聴）
- ⑦給水確認

(17) 二次側鉛管解消 モルタル復旧有り

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②修繕範囲切断（タイル又はコンクリート等）
- ③タイル又はコンクリート撤去
- ④掘削
- ⑤量水器撤去
- ⑥鉛管箇所解消（メーターボックスより二次側概ね30cm）
- ⑦量水器設置（パッキン交換）
- ⑧漏水調査（目視及び音聴）
- ⑨埋戻し
- ⑩量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑪モルタル復旧
- ⑫作業範囲清掃
- ⑬給水確認

(18) 二次側鉛管解消 モルタル復旧無し

- ①養生（修繕時に発生する粉塵や泥水の飛散防止）
- ②掘削
- ③量水器撤去
- ④鉛管箇所解消（メーターボックスより二次側概ね30cm）
- ⑤量水器設置（パッキン交換）

- ⑥漏水調査（目視及び音聴）
- ⑦埋戻し
- ⑧量水器ボックス内清掃（堆積物の撤去）
- ⑨作業範囲清掃
- ⑩給水確認

（19）弁室内泥上げ

- ①弁蓋取外し
- ②スピンドル、ハンドルの位置確認（音調棒、バール等）
- ③泥上げ作業（スピンドル、ハンドル全体が露出するまで）
- ④仕切・バルブキー装着の確認
- ⑤弁蓋取付け
- ⑥作業範囲清掃

（20）メーター用逆止弁欠損部除去

- ①宅内調査（出水不良箇所の特定）
- ②量水器撤去
- ③逆洗用ホース接続
- ④メーター用逆止弁欠損部除去作業
- ⑤量水器ボックス内清掃
- ⑥量水器設置
- ⑦作業範囲清掃
- ⑧給水確認

※（17）（18）の二次側鉛管解消に係る工種については、発注者は事前に「鉛管給水管布設替工事依頼書兼同意書」（様式201）を使用者等から受領しておくことを基本とする。ただし、（17）（18）以外の工種作業において二次側鉛管が確認され、鉛管解消修繕の同意が使用者等から得られる場合は、受注者にて「鉛管給水管布設替工事依頼書兼同意書」（様式201）を使用者等から受領し施工するものとする。また、鉛管解消修繕の同意が使用者等から得られない場合は、鉛管が確認できる書類とともに発注者へ報告しなければならない。

※（1）（2）（3）（4）（7）（8）の宅地内掘削を伴う工種については、水道管と他企業管の離隔が30cmを確保していない場合は、埋設管の損傷防止のため、水道管にゴムシートを設置すること。ただし、埋設状況により、ゴムシートの設置が困難な場合は、この限りではない。